

平成20年
第158号
8月20日

芦屋町議会だより



もくじ

6月定例会他 2～3

一般質問 4～12

6 月定例会

第 2 回定例会が、平成 20 年 6 月 9 日から 19 日まで 11 日間の会期で開催されました。

条例、補正予算をはじめ、契約議案などが上程され、次のとおり議決されました。

主な議案

条例

芦屋町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

この議案が可決されたことにより、制度名が「母子家庭等医療費支給制度」から「ひとり親家庭等医療費支給制度」となり、20 年 10 月から父子家庭も対象となります。

なお、現行の対象期間は「児童は 3 歳から 18 歳の年度末まで」でしたが、改正後は「児童は義務教育就学後から 18 歳の年度末まで」となります。また、一人暮らしの寡婦の方は、対象外となりました。

芦屋町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

この議案が可決されたことにより、20 年 10 月から乳幼児医療制度の対象が、通院・入院ともに小学校入学前までに拡大されます。

芦屋町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例の制定について

この議案が可決されたことにより、農業委員の定数が、現行 10 人から 9 名になります。

なお、次回の農業委員の一般選挙より適用されます。

予算

平成 20 年度芦屋町一般会計補正予算（第 1 号）について

歳入歳出それぞれ 9 億 8 千万円増額補正するもので、歳入として、過疎債の増額や財政調整基金からの繰入等が主なものです。

歳出としては、庁舎改修工事に関連し外構工事費、県の公費医療制度改革に伴う事務経費や町民会館・中央公民館改修事業の実施設計委託費、芦屋東・山鹿公民館の空調設備取替工事費等が主なものです。

契約

庁舎改修本体工事（建築）請負契約の変更について

庁舎改修本体工事（建築）に伴い、2 億 9 千万 1 万 7 千 6 百 3 十 5 円増の 4 億 8 千 9 百 9 万 1 千 9 百 5 十 0 円に契約変更するものです。

増額理由

工事内容に追加が生じたため、設計変更を行い契約変更を行うため。

- 各階、床・壁の劣化部分の補修
- 玄関前キャノピー（大型庇）の老朽化に伴う建替え
- 外部階段の改良
- 1 階・2 階外部軒の垂壁改良
- 1 階ホール部分の床スラブ補強

人事

芦屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

任期満了に伴い、次の方の再任が満場一致で同意されました。

安高 俊充氏（芦屋町大字芦屋 5 8 8 番地 2）

※その他の議案については、左表のとおりとなりました。

議案番号		議案名	議決結果	状況
町長提出議案	第 1 号	芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	修正可決	満場一致
町長提出議案	第 2 号	芦屋町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について	修正可決	満場一致
町長提出議案	第 3 号	芦屋町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	修正可決	賛成多数
町長提出議案	第 44 号	芦屋町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について	継続審査	
町長提出議案	第 45 号	芦屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	満場一致
町長提出議案	第 46 号	芦屋町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	賛成多数
町長提出議案	第 47 号	芦屋町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	満場一致
町長提出議案	第 48 号	芦屋町重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	賛成多数
町長提出議案	第 49 号	芦屋町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	満場一致
町長提出議案	第 50 号	芦屋町地域公共交通会議設置条例の制定について	原案可決	満場一致
町長提出議案	第 51 号	平成 20 年度芦屋町一般会計補正予算(第 1 号) について	原案可決	満場一致
町長提出議案	第 52 号	平成 20 年度芦屋町老人保健特別会計補正予算(第 1 号) について	原案可決	満場一致
町長提出議案	第 53 号	平成 20 年度芦屋町給食センター特別会計補正予算(第 1 号) について	原案可決	満場一致
町長提出議案	第 54 号	モーターボート競走用モーター購入契約の締結について	原案可決	満場一致
町長提出議案	第 55 号	専決処分事項の承認について【平成 19 年度芦屋町一般会計補正予算(専決第 1 号) について】	承認	満場一致
町長提出議案	第 56 号	専決処分事項の承認について【平成 19 年度芦屋町老人保健特別会計補正予算(専決第 1 号) について】	承認	満場一致
町長提出議案	第 57 号	専決処分事項の承認について【平成 19 年度芦屋町一般会計補正予算(専決第 2 号) について】	承認	満場一致
町長提出議案	第 58 号	専決処分事項の承認について【平成 19 年度福岡県遠賀郡芦屋町病院事業会計補正予算(専決第 1 号) について】	承認	満場一致
町長提出議案	第 59 号	専決処分事項の承認について【芦屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について】	承認	満場一致
町長提出議案	第 60 号	専決処分事項の承認について【芦屋町税条例の一部を改正する条例について】	承認	賛成多数
町長提出議案	第 61 号	庁舎改修本体工事(建築) 請負契約の変更について	原案可決	満場一致
町長提出議案	第 62 号	過疎地域自立促進計画(後期計画) の変更について	原案可決	満場一致
町長提出議案	第 63 号	芦屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について	原案可決	満場一致
報告	第 2 号	専決処分事項の報告について【町営住宅建物明渡等請求について】	報告	
報告	第 3 号	専決処分事項の報告について【庁舎改修本体工事(建築) 請負契約の変更について】	報告	

修正可決内容

○議案第 1 号・議案第 2 号は、附則の「平成 20 年 4 月 1 日」を「平成 20 年 7 月 1 日」に改めるもの。

○議案第 3 号中 「第 1 条第 1 号中「345,000 円」を「331,000 円」に改め、同条第 2 号中「318,000 円」を「305,000 円」に改め、同条第 3 号及び第 4 号中「308,000 円」を「296,000 円」に改め、同条第 5 号中「298,000 円」を「286,000 円」に改める。」とあるを削除するとともに、「第 5 条第 2 項を次のように改める。2 期末手当の額は、前項の期日現在において議員等が受けるべき報酬の月額及び報酬の月額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額に、6 月に支給する場合においては、100 分の 160 を、12 月に支給する場合においては、100 分の 175 を乗じて得た額とする。」とあるを削除し、「第 5 条第 3 項を削る。」とあるを削除し、附則の「平成 20 年 4 月 1 日」を「公布の日」に改めるもの。

議案第 3 号修正理由

平成 18 年度中に議会自らの改革により行政改革の一環として、議員定数 3 名の削減・行政視察の削減・広報のページ数の削減等の施策を 19 年度から実施し、他議会との比較においても、政務調査費等の議員個人への経費支出はしていない。

また、当議会は議会改革について更なる検討をしており、その結果及び次年度以降の「報酬審議会」の答申を待って結論を出すこととした。

Q&A

一般質問

(質問の内容、答弁は紙面の都合上、要約しています)

川上 誠一 議員

1. 障害者医療について
2. 後期高齢者医療制度について
3. 特定健診・特定保健指導について

岡 夏子 議員

1. 砂防堤と海浜の飛砂対策について
2. 観光振興について
3. 交際費について

小田 武人 議員

1. 町遊休地の活用策について
2. 歩道の整備(バリアフリー)について

今井 保利 議員

1. 財政計画について

益田 美恵子 議員

1. 子ども読書活動推進計画について
2. 学校図書館整備について
3. 4月23日「子ども読書の日」について
4. ブックスタートについて

田島 憲道 議員

1. 砂浜の美術展早期再開について

川上 誠一 議員

障害者医療について

川上 ①福岡県単独公費医療費支給制度では、所得制限が導入されているが、対象者数及び町の負担減額を尋ねる。

②65歳以上の重度障害者無料制度の撤廃により、当町で何人が受けられなくなったのか。また、町負担減額を尋ねる。

③町単独の助成を行う考えはあるのか尋ねる。

住民課長

①19年度における対象者は19名で、障害者医療費は1人平均9万8460円である。その半分が町負担となるため、

19名分の93万5000円が減額になる。

②203名が受けられなくなり、約400万円減額になる。

③改正により年齢を問わず自己負担が伴うが、高齢化による医療費の伸びが著しいため、町単独助成は考えていない。

川上

制度導入により町の持ち出しが減り一定の財源が生まれるが、町長は町単独助成を尋ねるのか尋ねる。

町長

町の負担額は年々増加しており、郡内の状況をみながら取り組んでいきたい。また、県に対しては町長会を通じて、救済措置等の申し入れをしていきたい。

川上

町長会からも県に施策の充

実等を要望して欲しい。また、町の財政は限られているが、町政の役割を認識し、救済施策の実現を要望する。

後期高齢者医療制度について

川上

①厚生労働省は65〜74歳の一定の障がい者に対し、後期高齢者医療制度への加入は任意としている。しかし、福岡県を含む10道県は加入を医療費助成の条件とし事実上加入を強制したが、後期高齢者医療制度の加入対象となる障がい者の人数及び未加入者数を尋ねる。

②県に対して医療費助成を求めるときと思うがどうか。

③町の独自助成により救済する考えはあるのか尋ねる。

住民課長

①対象者80名に対し、所得、通院回数等を個別に希望調査した結果、6名が後期高齢者医療制度未加入を選択した。

②後期高齢者医療制度に未加入の障がい者6名のうち1名は身体障害者手帳1級、5名は身体障害者手帳3級である。3級の5名は県の重度心身障害者医療制度の受給制度を受けることができないため、県に対する要望は考えていない。

③後期高齢者医療制度は問題点もあるが、国や県、広域連合の動向に沿って改善していきたい。

川上

福岡県では国民健康保険制度を選択した場合、障害者医療の認定が受けられず、基本

的に後期高齢者医療制度に入る以外は負担が発生する。厚生労働省は強制加入を是正する方針を出しており、当町も選択ができるよう県や広域連合に意見を上げるべきである。

次に、対象者が後期高齢者医療制度に移行したことで、町の持ち出しが減ったが、この財源により町の独自助成を尋ねるのか尋ねる。

町長

試算では20年度の持ち出しは減るが、年々負担が増加しており、将来を見据え論議していきたい。

川上

後期高齢者医療制度は、問題が多く中止・撤回しかないと考えるが、現状を踏まえ弱者に対する支援を考えて欲しい。

特定健診・特定保健指導について

川上

① 特定健診の内容について尋ねる。

② 特定保健指導の内容について尋ねる。

③ 実施目標とペナルティーについて尋ねる。

④ 75歳以上の後期高齢者の健診はどうなるのか尋ねる。

住民課長

① 20年度から国民健康保険の被保険者のうち、40〜74歳までの3150人に対し糖尿病等の生活習慣病に着目した健診、保健指導を行い、27年までに生活習慣病予備軍を25%減らすことを目標としている。なお、負担金は1人あたり500円である。

② 腹囲を計測し、男性85cm、女性90cm以上で高血圧、高脂質異常、高血糖のうち2項目以上の該当者に保健師、管理栄養士が面接を行い、支援計画の作成や運動の奨励等を行う。

また、1項目該当者には保健師、管理栄養士が、生活習慣の見直しの動機づけ等を行う。

③ 特定健診の受診率目標値は、20年度は20%、21年度は30%、22年度は40%、23年度は50%、24年度は65%。特定保健指導の目標値は、20年度

は20%、21年度は25%、22年度は30%、23年度は35%、24年度は45%で、メタボリックシンドローム予備軍の減少率を24年度に10%と設定している。

各目標値を達成しなければ、25年度に後期高齢者支援金を最高10%、約1800万円負担が増えるが、市町村には不利であるため22年度に見直しされる予定である。

④ 福岡県後期高齢者広域連合が実施し、広域連合と契約した福岡県医師会の加入医療機関で受診することになる。なお、負担金は1人あたり500円である。

川上

特定健診により保健指導の実施責任が保険者になり、国の責任が投げ捨てられ、基本健診で必須項目だった貧血、心電図、眼底が詳細項目となる等、早期発見の観点から後退した。財政問題等もあるが、健診項目等を含め検討して欲しい。

次に、保健指導実施のための管理栄養士の配置はどのようになっているのか尋ねる。

住民課長

20年4月に保健師と管理栄養士を各1名臨時職員として採用している。

川上

24年の特定保健指導の実

施目標値は45%、実施者数150人であるが、この体制で対応できるのか尋ねる。

住民課長

当面はこの体制で考えているが、数年先に人手不足等も考えられるため、その際は採用を考えている。

川上

当町の健診率は13.7%と遠賀郡内で一番低いが、健診率を65%まで引き上げる具体策はあるのか尋ねる。

住民課長

広報紙やホームページ、出前講座や商工会等の各種団体にPRしていく。

川上

受診率を上げる努力をして欲しいが、基本健診から特定健診に変われば、一般会計からの持ち出しがなくなる。

一方、国保会計から持ち出されることになれば値上げ等が懸念されるが、国保会計への影響を尋ねる。

住民課長

当町の20年度特定健診業務委託料負担額116万5000円を国保会計から持ち出すこととなるが、健診により医療費が削減できれば、効果はあると考えている。

川上

医療費が下がるには一定の期間が必要となるため、一般会計から国保会計へ繰り入れ

をし、国保料値上げを抑制する等の考えはあるのか尋ねる。

住民課長

保健師、管理栄養士による食生活の改善指導等により、どの程度の医療費削減効果が期待できるか分からないが、国保会計に繰り入れる考えはない。

川上

基本健診実施時には、一般会計から持ち出していた財源であるため、国保料値上げに対する抑制策として、繰り入れを考えて欲しい。

次に、特定健診、特定保健指導の計画の通知と保存について、個人情報を守る立場から公的機関で管理して欲しいが、民間委託する考えがあるのか尋ねる。

住民課長

特定健診、特定保健指導の規定の中に守秘義務規定や罰則規定等もあり、民間委託等は考えていない。

川上

国保で資格証明書が発行されている方の健診はどうなるのか尋ねる。

住民課長

健診と国保の資格証明書は別物であり、発行されている方も健診は受けられる。

川上

県によっては、健診を受けられないところもあると聞い

ている。当町としては、今後も健診が受けられるようにして欲しい。

また、基本健診ではすべての高齢者が対象であったが、特定健診では制限が加えられ、住民の健康より費用削減を優先した。これにより早期発見、早期予防に逆行し、患者の重症化、医療費膨脹の原因となると考える。当町としては、医療費削減の立場ではなく、早期発見、早期治療ができる健診体制にして欲しい。



岡 夏子 議員

防砂堤と海浜の飛砂対策について

岡

① 芦屋海浜公園内や周辺住民への飛砂の現状と対策を尋ねる。

② 福岡県主催の里浜づくりワークショップが終了したが、今後の取り組みについて尋ねる。

③ 芦屋港湾区域内の防砂堤建設は終了したが、手前側の堤にはかなりの砂が堆積している。湾内の流入等について、どのように現状認識をしているのか尋ねる。

産業観光課長

① 海浜公園には冬場の北風の影響で、遊歩道周辺に毎年約4000mの砂が堆積している。

特に海岸線側は飛砂の影響が著しく、昭和63年11月8日に県と芦屋町海岸遊歩道管理委託契約及び芦屋海岸遊歩道の飛砂対策に関する覚書を締結している。この中で、飛砂除去は「当面、県が実施する。」とあり、昭和63年〜平成14年度までは県費によって実施していたが、県よる飛砂除去期間が15年を経過し、当町との協議の結果、県による除去は中止された。

しかし、堆積した砂を放置することは、海水浴場やレジャープール等の観光事業に支障を来すため、15年度より町費で実施している。

また、飛砂による地域住民への影響調査を過去に実施した経緯はないが、地域住民から「飛砂により車等に影響が出ている。」と聞いているため、周辺住民への飛砂対策については、里浜づくりのワークショップの案を尊重し、取

り組んでいきたい。

企画課長

② 海岸整備の事業主体である県は、里浜づくりワークショップの成果を尊重し、事業採択に向け、当町と共に進めていく姿勢であり、今後は、県土木事務所や産業観光課と調整しながら、課題解決に向け進めていく。

建設課長

③ 現地確認をしたところ、防砂堤の完了により新たな砂浜ができ、砂が港湾内に流入している箇所もあると思われるため、港湾管理者である県に対してその旨を報告している。

岡

各種関係団体や地域住民からなる検討委員会でワークショップが2年で6回程度行われたが、急ぎ足で作成された感がある。また、作成された案に対し予算化されたものがない。

今後、作成された案を基に取り組みが始まると思うが、具体的な内容及び全体の流れ等を県と協議しているのか尋ねる。

企画課長

調整にとどまっている。県の事業であるため、今後は住民との協働等のソフト面を含め、当町としての考えを県と協議し、いかに具体化していくかが課題である。

岡

飛砂除去について、15年度から町が処分費用を出しているが、県と町の飛砂に関する覚書や契約等は存在しているのか尋ねる。

産業観光課長

別途契約を結んでいないため、現在の覚書や契約が有効となる。

岡

飛砂状況等を県に対し報告しているとのことであったが、県は担当課長等の異動も多く、引継ぎ事項が伝わっていないことがある。

浜の植生や里浜づくりに関しては、防砂堤の今後の状況に影響するため、県に対して周辺の砂の堆積状況や湾内の流入に関する調査等を実施するように要請して欲しい。

観光振興について

岡

① 観光まちづくりビジョンの進捗状況を尋ねる。

② 行政や商工会、観光協会との観光振興に関する連携はどうなっているのか尋ねる。

③ 町民参画の観光資源の発掘や観光ボランティアの育成及び漁業、農業、商業などの「地域連携」による観光のオールシーズン化を図り、地域経済

の波及効果を上げていくことが町の自立や活性化につながると思うが、町長に見解を尋ねる。

産業観光課長

① 観光まちづくりビジョンには、10の基本テーマに基づいた38のプロジェクトが示されているが、実効性のあるものから取り組んでいきたいと考えている。

進捗状況としては、住民有志や関係機関による「あしや

夜市」、観光協会主催の「あしや来てん祭」、観光協会理事による芦屋町観光協会活性化の答申、観光協会が事務局の「芦屋まちの駅」の設置等を実施している。

② まちづくりに向けての検討を行うため、20年3月に行政、観光協会、商工会のメンバー等で、まちづくり委員会(仮称)を立ち上げている。今後は、農業者や漁業関係者等の一般町民を交えた検討委員会とし



飛砂等の影響で埋もれる港湾近くのテトラポット

たいと考えている。

町長

③今までの観光振興は、各種イベントに特化していたが、これからは、町に点在する自然、歴史、文化等の資源を活用していきたい。また、住民自らがこれらの資源を再発見できれば、もてなしの心やふるさとの意識を深めることができ、町の活性化に繋がると考える。

しかし、観光ボランティアや道路案内等を含め、観光立町としての環境整備ができていないため、橋渡し役を担うことが行政の責務だと考えている。

岡

観光協会に対する答申やまちづくりビジョン等に明記されている課題が解決されておらず、観光協会の存在意義に疑問を感じる。

観光協会には、事業費補助等で1500万円程度支出しているが、ここ数年、職員研修や観光ボランティア育成事業等が実施されていない。このような状況で、観光振興事業が実施できるのか危惧しているが、町長は観光協会の活動をどう思っているのか尋ねる。

町長

変革の時期にあり、民がで

基に観光協会では、委員会、役員会、理事会が開かれ、今後の観光協会の役目や振興策を審議しており、今後のまちづくりに貢献してくれるものと期待している。

岡

町として、観光協会の内部に踏み込むことはできないが、観光大使等を自治体職員が担う方法もある。大きな産業がない当町にとって、有効活用できる資源を掘り起すには、観光協会や商工会等だけではできないため、町長のリーダーシップを発揮して欲しい。

交際費について

岡

①近隣市町では議会交際費もホームページで公表しており、積極的な公表の観点から議会交際費の掲載と交際費の検索性の向上を要望するがどうか。

②19年度の町交際費のうち53件中43件が「その他」という区分になっているが、交際費は、定義の明記や支出基準を明確にして、透明性の高いものにすべきと思うがどうか。

議会事務局長

①行政の首長制度と違い、議会は合議体であるため、議員の過半数以上の意志決定がなければ、議会の意志決定とな

らない。そのためホームページへの公表は、一般質問の方法等の議会改革と同様に議会運営委員会等で協議をお願いしたいと考えている。

なお、情報公開条例に基づいて交際費等の資料請求があれば、随時公表している。

総務課長

②検索性の向上のため、ホームページのトップページ右に「町の交際費」という欄を設け、公開するように改めている。

町長

②町交際費の支出内容は公表していたが、支出科目は、慶弔費以外「その他」で表示されているため、明記するように指示したいと考えている。

岡

交際費は、支出基準を細分化し、町長の裁量権で行われているという疑義を払拭することで、透明性が確保できると思う。今後は、これらを精査し、大幅な見直しを検討して欲しい。



小田 武人議員

町遊休地の活用策について

小田

第4次芦屋町総合振興計画の基本計画における大君ごみ焼却場跡地等町有の遊休地について、有効な活用策の検討を行うとあるが、検討されたのか。また、検討されたのであれば、その内容を尋ねる。

企画課長

15年度に実施した大君ごみ焼却場跡地調査委託では、大君焼却場跡地から問題となる有害物質は検出されなかった。しかし、最終処分場跡地であるため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用を受ける等、開発の具体化は慎重を要する。したがって、これを考慮し、活用策について調査検討を行っている。

小田

大君焼却場跡地は約21万㎡と広大な土地であるが、平成元年4月に岡垣町の戸切にごみ焼却場施設が開設されて以来、約18年間にわたり遊休地のままである。現在、跡地利用について検討中とのことであるが、ゴミ等が埋め立てら

れたのは総面積の1/4程度である。グラウンドとして使用されている野球場等、埋め立てをしていない他の区域の利用方法について尋ねる。

企画課長

北九州市立大学の国際環境工学研究科の伊藤教授によると「汚染物質が自然の中に返るものと残留するものがあり、18年経過していても民間への売却は難しい。」との返事を頂いており、研究調査を継続しているのが現状である。

小田

マスタープランの中には、跡地を有効活用する方向で検討すると明記されているが、未だ結論が出ておらず、早急に結論を出して欲しい。

また、寄附を受けた旧釜風呂の跡地や山鹿貝塚の隣接地の平地等、他の遊休地の活用策についても検討する必要がある。しかし、行政による活用策の検討も限界があるため、民間の指導や助言等を得て、活用策を検討する考えがあるのか尋ねる。

企画課長

前向きに検討すべきであるが、民間活力導入には調査研究が不十分であり、現段階で具体的活用策はない。

小田

商業活性化策の一環として船頭町に用地が取得され、11年



バリアフリー化された中ノ浜公民館の歩道

が経過している。町長は、この用地に関し、「軽微なテナント形式の『あしやなんでも市』や企業への土地売却等を考えている。」と以前答弁されたが、民間による活用策の検討等が考えられないのか尋ねる。

町長

船頭町駐車場は町の中心地であり、住民からの要望等で買い物ができる施設を誘致することにしている。船頭町駐車場は、商業地域と住居地域

に用途が分かれている等の問題もあるが、スーパーを誘致できるような条件を付ける等、土地の売却を最優先課題として進めている。

小田

平成9年に取得した土地をはじめ、周辺整備に多額の経費が投資されている。また、周辺住民、特に高齢者が日常生活に不便を感じており、一刻も早く活用されるよう要望する。

歩道の整備（バリアフリー）について

小田

高齢化に伴い、公共施設や道路のバリアフリー化が強く求められているが、歩道と車道が接続している部分の段差をなくし、スロープ化することに対し、補助金交付要綱や道路構造令等の法的な規制があるのか。また、施工上、スロープ化は可能なのか尋ねる。

建設課長

歩道の一般構造に関する基準や福岡県福祉のまちづくり条例等により、一般的に幅員は2m以上である。歩車道境界に設ける段差は5cmで、横断歩道と歩車道境界の高さは、車いす使用者や視覚障がい者が杖や足によって車道との境界を認識できるように2cmを標準として設定されている。

小田

19年度に改良された中ノ浜船頭町線の歩道は、住民の生活道路という意味合いが強いが、高齢者や身体障がい者には、歩きにくく、安心して利用できる状況ではない。一方、中ノ浜公民館前の歩道はスロープ化されているが、なぜ施工に違いがあるのか尋ねる。

建設課長

歩道の形態は、隣接家屋がある場合とない場合で異なる。

隣接家屋がある場合、出入口等の問題で歩道を低くできず、歩道の形態やつくり方が変わってくる。

小田

マスタープランや高齢者保健福祉計画の中でも高齢化社会への対応策として、道路等のバリアフリー化の推進と明記されている。今後施工する歩道の整備改良等は、人々が安心して安全に利用できるように特に福祉に重点を置き、バリアフリー化を推進して欲しい。

今井 保利議員

財政計画について

今井

大型事業10億円の枠で財政運営が行われていると思うが、現在の大型事業10億円の進捗状況と今後の計画について尋ねる。

企画課長

当初の財政シミュレーションでは、17、26年度で大型事業10億円の枠を進めてきた。この基本方針は変わらないが、20年度のシミュレーションでは、最終年度が29年度となり、当初のシミュレーション策定

から3年経過しているため、主な事業に係る一定枠は、改めて検討する必要があると考えている。

また、19年のシミュレーションにおいて、計画が具体化されていないものもあり、今後は優先度の調整や新たに大型事業に加えるもの等を検討し、有利な補助金や起債等により一般財源の持ち出しを抑えなければならぬ。

なお、19年度決算を踏まえた集中改革プランや財政計画を9月に提出することになっている。

今井

10億円の枠を再検討すべきとのことだが、目標を変更するのか尋ねる。

企画課長

枠は変えるべきではないが、17年度を初年度とした10年間で10億円という考え方を何年度まで行うのかは、再度見直す必要があると考えている。

今井

19、28年度のシミュレーションでは、10億円の大型事業枠を守ることで、27年度末の基金残高6億5000万円が実現できる。これができなければ、財政破綻の恐れもあるが、10年間は10億円の枠を守るのか尋ねる。

企画課長

守る考え方に変わりはない。

今井 大型事業とはいくら以上の金額のものなのか尋ねる。

企画課長

具体的な金額はなく、県との共同事業等を含め設定しており、19年度のシミュレーションの14項目が大型事業内容であると理解して欲しい。

今井

大型事業14項目以外に、特別会計における病院の改造が検討されていると思うが、これは大型事業に含まれているのか尋ねる。

財政課長

一般会計におけるシミュレーションであるため、病院事業は大型事業に入っていないが、特別会計等は一般会計からの持ち出し等が発生するため、その分はシミュレーションに反映されている。

今井

19年9月のシミュレーションでは、大型事業10億円のうち10年間で6億5000万円を使う予定となっているが、間違いないか尋ねる。

財政課長

間違いないが、財政シミュレーションの金額は事業ベースであり、入札行為等により変化する。また、産炭地関係で予定外の特定期間が入ってくる。これらを含め現段階で精査したところ、一般

会計からの持ち出しは、約4億9700万円となった。

今井

この額には、庁舎改修に伴い追加される補正額や町民会館、中央公民館の設計費用予算も含まれているのか尋ねる。

財政課長

庁舎周辺の駐車場整備費用約7000万円は含まれている。しかし、町民会館、中央公民館の設計費は含まれていないため、20年9月のシミュレーションに反映させて報告したい。

今井

町民会館、中央公民館の設計費・改修工事を含め、一般会計からの持ち出しはいくらになると予測しているのか尋ねる。

社会教育課長

中央公民館改修工事は、過疎債、まちづくり交付金、防衛省補助を受ける予定で、一般会計から約1億2000万円。町民会館改修工事は、過疎債、まちづくり交付金を受ける予定で、約6000万円を見込んでいます。

今井

町民会館、中央公民館関係の約1億8000万円と前述の4億9700万円の合計6億7700万円が大型事業持ち出し額となるのか尋ねる。

財政課長

町民会館、中央公民館関係の

起債償還総計は約1億8000万円であるが、起債償還は27年度以降も行わなければならないため、シミュレーション額とは一致せず、27年度末までの大型事業持ち出しは、約5億7400万円の予定である。

今井

実施予定の大型事業に5億7400万円を使うと、残り約8年間で4億2600万円となるが、未着手大型事業や新たな問題が起こった場合はどうするのか尋ねる。

企画課長

計画の見直しは毎年行っており、その中で優先順位をつけていく。なお、新たな課題として、耐震診断結果により基準に満たない施設が数力所あるため、今後の政策課題である。

今井

耐震改修による自治体負担やその他費用の値上がり等の状況下で、過疎債により中央公民館、町民会館を改修することだが、夕張市を筆頭に各自自治体が失敗してきた箱物行政にあえて踏み込むのは、世の中の流れに逆行していると思うがどうか。

町長

建設後30〜40年経過した中央公民館や町民会館は、本来なら新築したいが、競艇の売

上低迷等により断念せざるを得ない。

しかし、可動式いすの設置や図書館の充実等、最低限の町民の要望に答えるため、既存建物を利用した改修とした。

今井

必要性やニーズはあるが、施設を整理統合し、ランニングコストを抑える等を考えなければならぬ時期である。例えば、図書館を整備する代

わりに遠賀町にお金を出し、遠賀町の図書館を共同利用させてもらう等のコスト削減策が必要と思うがどうか。

町長

若者は車で移動し、近隣施設を利用できるが、高齢化社会においては身近な場所に施設が欲しいという住民の要望は多く、リニューアル等で対応していきたい。

今井

町民会館、中央公民館の改



改修が予定されている町民会館

修内容として、エレベーター設置等があり、当町の財政状況でどのようにしてランニングコストを捻出させていくのか尋ねる。

財政課長

予算査定の中で全体枠を設けて、調整していきたく考えている。

今井

考え方が逆ではないか。ランニングコスト上昇率等を算出し、運営できるとの判断があつて、議案を提出すべきであり、今後調整するという判断は腑に落ちない。経費等は算出しなかつたのか尋ねる。

社会教育課長

経費は、企画課、財政課と協議して進めている。町民会館の可動いす保守委託料とエレベーター保守委託料は、計115万円程度。中央公民館の改修に伴うエレベーター保守委託料は46万円程度になる。図書館については、図書購入費や職員体制等を含め、実施計画で詰めていきたい。

今井

予測の範囲内でもランニングコスト上昇率等を算出した上で、議案を提出しなければ、我々議員も判断材料がない。また、決裁責任者及び提案者は、費用を算出した上で議案を提出して欲しい。次に、シミュレーションに

において、大型事業10億円の枠以外に27年度の基金残高15億4500万円という数字が重要であると考えているが、その他に重要なものはあるのか尋ねる。

財政課長

基金を残すために有利な補助金や起債を活用し、一般財源からの持ち出しを抑えることが重要である。

また、当町の財政は競艇からの繰入金に大きく左右されるため、売り上げの動向に注視していきたい。

今井

10億円の大型事業枠を管理し、目標枠に収めていくことで27年度に基金残高15億4000万円が実現できるため、競艇事業、耐震改修等の問題を含め努力して欲しい。

益田美恵子議員

子ども読書活動推進計画について

益田

①平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行されているが、子ども読書活動推進計画の予定があるのか尋ねる。

②図書館がリニューアルされると聞いているが、館長を置く考えはあるのか尋ねる。

③全蔵書数、毎年の増書数と廃棄数、貸し出し登録者数と登録率、登録者1人当たりの貸出冊数を尋ねる。

社会教育課長

①「子どもの読書活動の推進に関する法律」により、子ども読書活動推進計画の策定に努めなければならぬため、当町では、芦屋町小中学校読書活動推進会議で、この推進計画について検討している。22年度の図書館リニューアルオープンに向け策定したいと考えている。

②図書館リニューアル後は、床面積、蔵書数が増加するため、本の貸出業務や文化活動の充実等を図るためにも館長が必要と考えている。

③19年度において、蔵書数は、4万1334冊。年間増書数は、1373冊。年間廃棄数は、4317冊。貸出登録者数は3739人である。人口に対する割合は、23.4%で、登録者1人当たりの年間貸出冊数は10.7冊、1回の貸出冊数は3.5冊となっている。

益田

19年度に増書数より廃棄数が約3000冊多くなっているが、その理由を尋ねる。

社会教育課長

19年度の廃棄数4300冊に対し、18年度の廃棄数が諸事情により、14冊であったためである。例年、1500〜2000冊程度廃棄している。

益田

子どもの読書は幼少からの心の教育が重要であるため、子ども読書活動推進計画を作成し、それに基づいて努力して欲しい。

次に、蔵書について、当町の住民で水巻町の図書館に利用登録している人は、18年度累計で843名もいる。12万冊以上の蔵書数を有する水巻町の図書館と比べられないが、車のない住民や子どもにとつては身近な場所に図書館が必要であるため、中身の充実を心がけて欲しい。

また、図書館リニューアルに伴い、他町から当町図書館を利用できる体制づくり等が必要であり、図書館同士の交流や情報交換等のためには、図書館長の配置が必要と考えるかどうか。

町長

館長の配置は、行政改革中で財政的にも厳しく、検討させて欲しい。

益田

読書活動推進計画策定や館長の配置について、十分検討して欲しい。

学校図書館整備について



益田

①各学校図書館の全蔵書数、毎年の増書数と廃棄数について尋ねる。

②学校別の貸出冊数、貸出登録者数、国の蔵書冊数目標と学校蔵書冊数との対比について尋ねる。

③司書教諭の配置状況について尋ねる。

学務課長

①19年度の蔵書数は、芦小1万3133冊、東小1万7171冊、山小9817冊、芦中1万7670冊。増書数は、芦小209冊、東小188冊、山小437冊、芦中450冊。廃棄数は、芦小250冊、東小632冊、山小196冊、芦中265冊である。

②貸出冊数は、芦小6352

冊、東小6673冊、山小6212冊、芦中1万1550冊。貸出登録者数(全児童生徒数)は、芦小334人、東小303人、山小451人、芦中494人である。

次に、国の蔵書冊数目標と学校蔵書冊数との対比について、19年度の蔵書冊数目標は、芦小8360冊、東小8360冊、山小9560冊、芦中1万2160冊である。学校蔵書冊数との比率は、芦小123%、東小128%、山小103%、芦中145%である。

③20年度4月1日時点で、芦小7名、東小3名、山小5名、芦中2名の司書教諭有資格者を配置している。

益田 廃棄数について、学校図書廃棄基準の中に「蔵書は多ければよい訳ではなく、利用価値の高い、図書を備えることが必要で、廃棄基準を参考に廃棄を積極的に行うべき」とあるが、東小の蔵書数が444冊も減っており廃棄数が多いが、その理由を尋ねる。

学務課長 毎年の廃棄冊数や増書冊数は、決まっておらず、図書教諭を中心に図書の刷新を計画的に行った結果、廃棄数が多くなった。
また、増書については、毎

年一定の国庫補助金を図書費に充て、現在の蔵書数となっており、各学校が求める図書単価の違い等が、蔵書冊数の違いとなっている。

益田 県立図書館等では、連絡協議会を持ち情報交換や連携を図っているが、当町においては、学校司書の連絡会議等を行っているのか尋ねる。

教育長 各学校には、司書教諭等からなる2人の図書担当者があり、町の図書館司書等と定期的に読書担当者会を開き、読書活動を推進している。今後、町の図書館がリニューアルされれば、更なる連携が図られるものと期待している。

益田 以前は、少なかった図書司書教諭が17名配置され、子どもたちには大きなプラスになる。また、協議会等により情報交換も図られているとのことであり、今後の図書活動に期待する。

4月23日「子ども読書の日」について

益田 ①「子ども読書の日」に合わせた取り組みについて尋ねる。
②10分間読書運動の現状につ

いて尋ねる。

社会教育課長

①図書館では、「子ども読書の日」の前後を含め、「春の図書館祭」等に取り組んでいる。具体的にはパネルシアター、紙芝居、絵本の読み聞かせ等を行い、学校との連携等により、小中学生自ら推薦する図書の読書感想文や絵を展示する等、子どもたちが本を楽しめるような企画を実施している。

②町内すべての小中学校で曜日や時間帯の違いはあるが、積極的にやっている。また、読み聞かせのボランティア活動も曜日を決め実施している。

益田 今後も「子ども読書の日」に合わせた取り組みの充実を図って欲しい。

また、10分間読書運動については、子どもが人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないも

のであり、あらゆる機会や場所です自主的に読書活動を行うことができるよう積極的に環境整備を推進して欲しい。

ブックスタートについて

益田 ブックスタート制度化後の保護者と子どもの反応及び現状について尋ねる。

社会教育課長

乳幼児の4カ月健診時に図書館職員による本の読み聞かせや絵本2冊が入ったブックスタートバッグのプレゼントにより、子育て中のお母さんと赤ちゃんの図書館利用者が増加し、子育て支援活動や読書推進活動につながっている。

益田 今後も幼児期から本にふれあうことができるよう、幅広く提携し取り組んで欲しい。



4カ月健診時に実施されているブックスタート



田島 憲道議員

砂浜の美術展早期再開について

田島

20年7月から「出前町長室」が開設されるが、そのテーマの中に「砂浜の美術展の早期再開」とある。砂浜の美術展



2005年に実施された砂浜の美術展の様子

が休止し、3年経過したが、砂浜の美術展の復活はあるのか尋ねる。

産業観光課長

砂浜の美術展は芦屋を代表する貴重な観光資源であるが、財政改革による補助金の見直しや映像制作人員の確保困難等により、行政による従来どおりの大規模な砂浜の美術展の開催は難しいと考えている。今後はスポンサーの確保や制作人員の確保等を図り、他の

イベントとの合同開催や規模縮小等、砂浜の美術展の再開に向けて努力していきたい。

田島

一度途絶えたものを復活させることは困難を極める。芦屋釜復興も、今日まで大変な労力と経費が投入されている。映像制作の技術も同じで、子どもたちに伝えていかなければならないが、前回実施した際の予算規模、抛出した補助金額、入場者数、ステージイベントや花火等の費用の内訳と決算状況及びボランティア参加者延べ人数を尋ねる。

産業観光課長

17年の総事業費は6353万6000円、町補助金が約1000万円、入場料収入が4629万円、協賛金等が621万円、観客動員数は9万6000人、制作延べ人数は約1500人である。

田島

莫大な経費がかかっているが、レーザーショーや花火等のステージイベントの見直しや芦屋基地の協力や役場職員ばかりに頼るのではなく、当時小中学生だった子どもたちや団塊の世代の方等へ、新たにボランティアを募ることで、町長の言われる町民力、地域力、職員力の協働のまちづくりが実現する。砂浜の美術展は、芦屋釜と

並び全国にPRできるものであり、イベントによる地域おこしや人的交流、行政と民間等業種を超えての連帯や郷土愛の育成と波及効果は大きい。また、短期間のイベントではあるが、町内の経済波及効果も大きく、地域振興、商業振興の一つである。

砂浜の先進地である南さつま市で行われた「吹上浜砂の祭典」は、今年で21回目の開催をむかえ、10万人を超える人々にぎわったと聞いているが、吹上浜砂の祭典の実行委員会と当町の実行委員会の運営上の違いを尋ねる。

産業観光課長

15年の資料であるが、当町の協賛金は約400万円、南さつま市の協賛金が約2400万円と大きく違う。入場料収入は、ほぼ同額で約2900万円、3000万円。補助金は、当町が2500万円に対し、南さつま市では約700万円と協賛金収益差が補助金の差となっている。

また、砂浜の制作において、ボランティアや一般市民の参加が多く、当町の場合は町職員に頼る部分が多く、職員数が削減された中では厳しい状況がある。

田島

ボランティア育成や大手企業スポンサー枠の拡充等によ

り、従来の規模で早期再開されるのが望ましいが、規模を縮小してでも商業・観光振興、郷土愛の育成という大義名分のもと早急に再開して欲しいがどうか。

町長

花火大会は、何とか再開できたが、砂浜の美術展は財政問題と人的問題をあわせ持つており、行革により削減した職員数や自治区加入率、町民ボランティア等を集約するシステムができていない等を考えると、2、3年のうちに再開できる余力はないと考えている。

しかし、問題を一つ一つ解決し、近い将来再開したいと考えている。

田島

近い将来再開されることを祈念し、砂上の楼閣とならないようお願いする。

お詫びと訂正

議会だより第157号表紙に誤りがありましたので、お詫び申し上げます。

(誤) 12月定例会

(正) 3月定例会